障害児支援サービス事業者 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

同一世帯の複数障害児が同月内に同一事業所のみ利用した場合の請求について(通知)

日頃から本市の障害児福祉施策に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、川崎市においては、例年の集団指導等において、同一世帯の複数障害児が複数事業所間で障害児支援サービスを利用した場合において、世帯としての上限月額を超過しないように、上限額管理事業所による各事業所間の上限額管理をお願いしております。

また、併せて集団指導等において、複数障害児で同月内において1つの事業所しか利用がない場合は、上限額 管理対象とならず、上限額管理加算も算定できないものとさせていただいております。

同月内において1つの事業所しか利用がない場合で、各障害児のサービス利用料本人負担額の合計額が世帯の 上限月額を超過するときは、請求事業所において世帯の上限月額に収まるように各障害児の請求を調整していた だく必要がありますが、その際の請求明細の作成方法等について、下記のとおり御案内します。

記

1 金額調整の対象

サービス利用料本人負担額が小さい方の金額を調整してください。同額の場合は、年が若い児童を調整してください。

2 請求明細の入力方法

調整を行う障害児の請求明細において「利用者負担上限月額①」及び「請求金額」を調整金額に修正入力してください。

3 入力例

以下の例にて御説明します。調整を行う障害児の請求明細の入力例は別添資料を参照ください。

<例>複数障害児(兄・弟)が同一事業所を利用し、サービス利用料等は以下のとおり。

世帯の上限月額:4,600円

- <兄>総費用額 40,000 円 利用者負担額 4,000 円
- < 弟 > 総費用額 30,000 円 利用者負担額 3,000 円
- ⇒弟の請求明細において「利用者負担上限月額①」及び「請求金額」を 600 円に調整する。 利用者負担額は 4000 円+600 円=4,600 円で世帯の上限月額に収まる。

(給付担当 044-200-0873)

※請求金額を調整する弟の請求明細です。 「利用者負担上限月額①」及び「請求金額」を 調整金額に修正してください。 調整済の金額に修正してください。 これによって、警告 (EG37) が 生じますが、この事をもって 審査否決はされません。 ,,。0年00月00日 障害児給付費明細書 市町村番号:141309 上限額管理対象では ないため、上限額管 理事業所情報は入力 しないでください。 受付年月 サービス提供年月 国保結果 受給者証番号 受給者氏名 児童氏名 利用者負担上限月額① 600 川崎 麻男 川崎 次郎 事業所名 事業所番号 地域区分 事業所番号 事業所名 管理結果 管理結果額 サービス種類 利用開始日 利用終了日 利用日数 入院日数 外泊日数 契約サービス 契約支給量 5.00 契約開始日 契約終了日 記入欄番号 サービス内容 単位数 回数 サービス単位数 摘要 2, 000 児発〇〇〇〇 1, 000 〇〇加算 分類番号 給付単位数 上限月額 サーヒ゛ス 1割相当額 調整後負担額 決定利用者負担額 高額児給付費 助成請求額 調整①② 種別 日数 単位数単価 総費用額 利用者負担② 管理後負担額 特別対策費 最終利用者負担額 請求額給付費 少ない方 3,000 0 3,000 600 0 61 10.000 30, 000 600 3, 000 合計 調整済の金額となります。 補足給付 算定日額 給付費請求額 調整済の金額に修正してください。